

※情報アラカルトは、18ページから右へ読み進めてください。

情報アラカルト

暮らしに役立つ情報をお届けします

暮らし

住宅なんでも相談

羽村市商工会所属の建設業協会会員が住宅建築に関する助言を行う無料相談です。

上半期の相談日 5月15日(木)、7月17日(木)、9月18日(木)各日午後1時30分～4時30分 **内**新築・リフォーム・修繕のアドバイス／住宅の欠陥やトラブルを防ぐための知識／安心できる契約の仕方／住まいの保守点検の仕方／外構工事（門・塀・植木・ガレージなど）／設備関係（電気・上下水道・空調など）

申・問事前に、電話または直接広報広聴課市民相談係☎541へ

全国瞬時警報システム（Jアラート）の試験放送を実施します

緊急地震速報や気象警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から直接住民に対し瞬時に伝達するシステムです。このシステムの全国一斉情報伝達試験を行います。

日 5月15日(木)午前11時ごろ
※当日は、市内の防災行政無線のスピーカーから、事前のお知らせの放送の後、チャイム（※）と「これは、テストです」という内容の試験放送が流れます。訓練ですのでお間違いないよう、お願いします。

※チャイム：実際のサイレン音ではなく、試験放送を始めることをお知らせするための音です。

問防災安全課防災・危機管理係☎211

赤十字活動資金の寄付にご協力

5月は赤十字運動月間です。ご協力をお願いします。皆さんから寄せられた活動資金は、国際救援活動、災害救護活動、医療事業、血液事業、看護師の養成など赤十字の人道的な活動に使われます。

問社会福祉課庶務係☎114

子育て

児童育成手当の手続きを

6月は児童育成手当の年度切替月です。今年度対象となる方は、5月中に手続きをしてください。前年度に受給していた方には、6月に「現況届」用紙を送付しますので提出してください。

〈児童育成手当〉

対 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある次のいずれかの状態の児童を監護している方または父母以外で児童を養育している方

- 父または母が死亡した児童
- 父母が離婚した児童
- 父または母に重度の障害がある児童（身体障害者手帳1・2級程度）
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が生死不明である児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母がDV保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童

支給額 該当児童1人につき月額1万3,500円 **持** ①請求者と児童の戸籍謄本②請求者名義の銀行などの通帳③障害のある方は身体障害者手帳または愛の手

帳④個人番号が確認できるもの（通知カード、マイナンバーカードなど）⑤身元確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）⑥印鑑

〈児童育成手当（障害手当）〉

対 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 **〈都制度〉** 身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、脳性マヒまたは進行性筋萎縮症 **〈市制度〉** 身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度

支給額 〈都制度〉 該当児童1人につき月額1万5,500円

〈市制度〉 該当児童1人につき月額1万3,500円、1万2,500円

※障害の程度および所得状況などにより異なります。

※都制度と市制度の併給はできません。

持 ①請求者名義の銀行などの通帳②身体障害者手帳または愛の手帳③個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）④身元確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）⑤印鑑

※ほかの書類が必要となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

問 子育て支援課支援係☎236

東進こども英語塾
あのセサミストリートがプロデュース!
無料体験受付中!
世界基準レッスン & 自宅留学体験
羽村五ノ神教室
東京都羽村市五ノ神3丁目
080-1083-3623

有料広告

おしゃべり場「おむつバイバイ」

そろそろおむつを外したいけれど、いつ頃から始めればいいのか。「おむつ外し」について、みんなで情報交換しませんか。おしゃべり場の間、子育てボランティアがお子さんの見守りをお手伝いします。

日 5月9日(木)中央児童館、5月28日(火)東児童館、5月31日(金)西児童館、各日午前10時30分～11時30分 **対** 子育て中の方 **問** 子ども家庭支援センター ☎ 578-2882

もぐもぐ教室～離乳食生後7か月以降講座～

離乳食を飲み込むことが上手になったら、もぐもぐ・かみかみに進みましょう！赤ちゃんに合った食べ物の固さや大きさ、種類の増やし方など、簡単メニューを楽しく学ぶ教室です。

日 6月13日(木)午前10時～11時30分 **会** 保健センター **対** 平成30年8月1日～10月15日生まれの乳児と保護者 **定** 15人（先着順） **内** 離乳食のポイント、離乳食調理デモンストラクション、試食（保護者の方が試食）、育児ワンポイント講座、みんなで話そう「離乳食と育児について」
※対象のお子さん以外を連れての参加はご遠慮ください。

申・問 5月7日(火)から電話また

は直接保健センター☎625へ

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に対してホームヘルパーを派遣します。

対 次のいずれかに該当するひとり親家庭

- ひとり親家庭となって2年以内
- 小学校低学年以下の児童がいる
- 親または義務教育終了前の児童が一時的傷病のときなど

※利用の際は、事前に相談が必要です。詳しくは問い合わせてください。

ヘルパーの業務内容 育児、家事全般 **派遣回数・時間** 1日1回（2時間以上8時間以内）、月12回まで **費** 所得に応じて自己負担あり **持** 印鑑・住民税課税（非課税）証明書（必要な方のみ） **申・問** 子育て支援課支援係☎239

小学校就学に関する説明会を行います

日 5月23日(木)午前9時30分～ **会** 市役所東庁舎2階203～204会議室 **対** 令和2年に小学校に入学するお子さんの保護者、保育園・幼稚園等関係者 **内** 小学校就学に関する流れ、学区、就学相談などについて

問 教育支援課特別支援教育係☎359

中学校特別支援教室説明会

日 5月23日(木)午前11時～ **会** 市役所東庁舎4階大会議室A

対 市内小・中学校に在籍する児童・生徒のうち中学校の特別支援教室に入室を検討している保護者など **内** 中学校における特別支援教室などについて

問 教育支援課特別支援教育係☎359

家庭と子どもの支援員募集

学校に行かない、あるいは行きたくても行けない状態にある児童・生徒を支援する「家庭と子どもの支援員」を募集します。

資 教員やスクールソーシャルワーカー、臨床心理士、民生・児童委員などの経験のある方、心理系の大学に在籍中の学生（資格のない方でも応募可能）

対象校 市内の小・中学校6校

謝礼 1時間1,000円
※交通費・加入保険などはありません。

※支援日時など、詳しくは問い合わせてください。

選考方法 書類審査後、面接 **申** 市役所3階教育支援課窓口においてある申込用紙に必要事項を記入し、直接市役所3階教育相談室係へ

問 教育相談室☎369

特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です

申込みの記載のない場合は直接会場へお越しください・費用の記載のない場合は無料です